

奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例

奈良県地域医療再生基金条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。